

「調整金」を利用した次年度使用の申請手続等について

I. 次年度使用について

国の会計年度は単年度であるため、研究費（科学研究費補助金（以下「補助金」という。）」の未使用額について次年度に持ち越して使用する場合には、繰越制度を利用することが前提となりますが、繰越制度の対象とならない次の2点に該当する場合は「調整金」制度を利用した次年度使用を活用することで、研究費の未使用額を次年度に持ち越すことが可能です。

- ① 繰越制度の要件に合致せず繰越制度を利用できない場合
- ② 繰越申請期限を過ぎた後に繰越事由が発生した場合

については、次年度に持ち越して使用することを希望する場合には、「次年度使用」の申請をしていただき、「調整金」から、平成30年度の未使用額全額の範囲内（5万円以上、1万円単位）で平成31年度交付予定の研究費に加えて交付することとします。（ただし、調整金は、平成31年度の補助金予算の範囲内で運用するものであり、予算の状況により、実際の配分額が希望額を下回る場合もあります。）

なお、申請後の交付手続に当たっては、交付内定の手続を経ずに変更交付決定を行います。「次年度使用」で配分される研究費の使用が可能となるのは変更交付決定日以降となりますので、御留意ください。

また、平成30年度の未使用額は、実績報告書において未使用額として計上し、額の確定後（平成27年度に採択された特別推進研究の場合は額の確認後）に国庫に返納する必要があります。

II. 申請方法について

「次年度使用」の申請に係る手続は次のとおりとなりますので、「次年度使用」の希望がある場合には、研究機関において別紙1「事務担当者の確認作業の流れ図」等により「次年度使用」の申請が可能であるかどうか確認を行った上で申請してください。

1. 対象研究種目等

「次年度使用」の申請ができる研究課題は、補助金のみを交付している以下の研究種目の課題となります。ただし、平成30年度が研究期間最終年度の研究課題は「次年度使用」の対象外となります。

科研費電子申請システム対応課題（以下「**対応課題**」という。）

- 新学術領域研究（研究領域提案型）、基盤研究（S・A）、挑戦的研究（開拓）
- 平成28年度以降に採択された特別推進研究
- 平成27年度以降に採択された「特設分野研究」以外の基盤研究（B）
- 平成27年度以降に採択された若手研究（A）

科研費電子申請システム非対応課題（以下「**非対応課題**」という。）

- 平成27年度に採択された特別推進研究
- 新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』
- 特別研究員奨励費

2. 申請に必要な書類と作成及び提出方法

(1) 各種様式の作成

(1-1) **対応課題** 科研費電子申請システムで作成する様式 C-3-2、様式 C-3-2 別紙 1 及び様式 A-4-1

研究代表者は、科研費電子申請システムへアクセスして作成してください。なお、日本学術振興会ホームページ「電子申請のご案内」(<https://www-shinsei.jps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka.html>)に「研究者向け操作手引(交付内定時・決定後用)」を掲載していますので御覧ください。

(1-2) **非対応課題** ダウンロードして作成する様式 C-3-2・CK-3-2、様式 C-3-2・CK-3-2 別紙 1 及び様式 A-4-1・AK-4-1-1

研究代表者は、各種様式を日本学術振興会ホームページ(<https://www.jps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)よりダウンロードして作成してください。

※ 様式 C-3-2 及び様式 CK-3-2 の作成上の注意及び記入例については、日本学術振興会ホームページよりダウンロードして参照してください。

(2) 様式の印刷、所属機関への提出

(2-1) **対応課題** 科研費電子申請システムで作成する様式 C-3-2、様式 C-3-2 別紙 1 及び様式 A-4-1

研究代表者は、科研費電子申請システムへの入力後、「次年度使用申請書兼変更交付申請書確認」画面で PDF 化した様式 C-3-2、様式 C-3-2 別紙 1 及び様式 A-4-1 をダウンロードして内容を確認し、問題がなければ所属研究機関の科研費担当部署へデータの送信を行ってください。

(2-2) **非対応課題** ダウンロードして作成する様式 C-3-2・CK-3-2、様式 C-3-2・CK-3-2 別紙 1 及び様式 A-4-1・AK-4-1-1

研究代表者は各種様式の作成後、内容を確認し、問題がなければ、印刷、様式 C-3-2・CK-3-2 及び様式 A-4-1・AK-4-1-1 については押印し、所属研究機関の科研費担当部署へ提出してください。

※ 様式 C-3-2・CK-3-2 別紙 1 は研究機関の事務担当者事前確認用の様式ですので、日本学術振興会への提出は不要です。各研究機関において事前確認のために御活用ください。

(3) **非対応課題** 表紙の作成

研究機関の科研費担当者は、以下の点を確認した後、申請する課題について、様式 A-3・AK-3 及び様式 B-10 を日本学術振興会ホームページ(<https://www.jps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)よりダウンロードして作成してください。

(4) 日本学術振興会への提出

対応課題については、科研費電子申請システム上において、データ送信期限までに日本学術振興

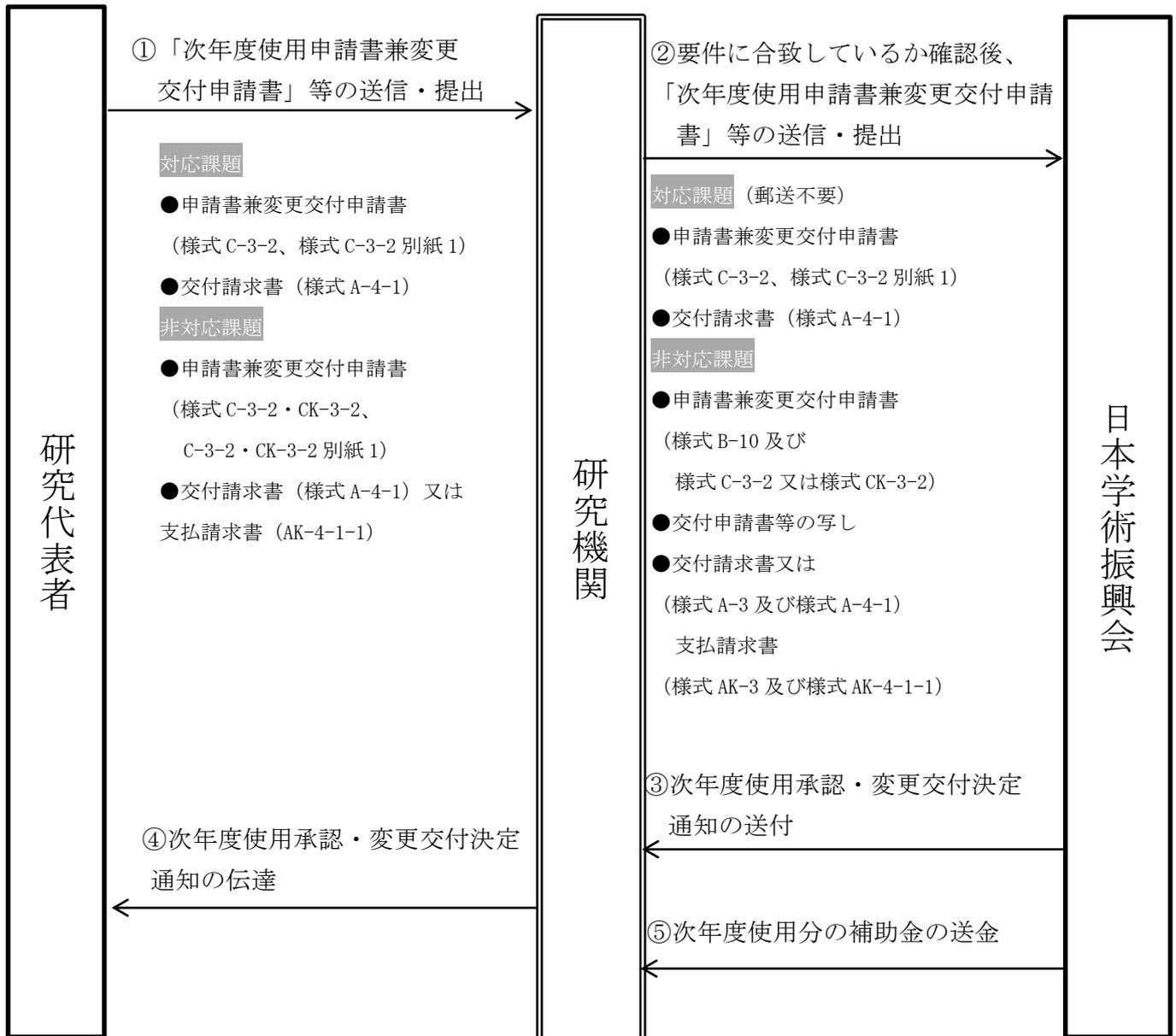
会にデータの送信を行ってください。印刷物を紙媒体で郵送する必要はありません。

非対応課題については、様式 C-3-2・CK-3-2 及び様式 A-4-1・AK-4-1-1 を種目ごとに、課題番号の昇順に並べた上で提出してください。その際、交付申請書の写し及び交付請求書、支払請求書（平成 31 年度分）の写しを提出してください。また、過去に直接経費使用内訳変更、研究分担者変更、間接経費交付決定額変更又は研究代表者所属研究機関変更を行っている場合には、当該変更に係る変更承認申請書又は変更届の写しを、過去に変更交付決定を受けている場合は、当該変更交付に係る変更交付申請書の写しを提出してください。

【共通の確認事項】

- 別紙 1 「事務担当者の確認作業の流れ図」並びに様式 C-3-2・CK-3-2 別紙 1 等により、「次年度使用」の申請が可能であること
- 様式 C-3-2・CK-3-2 の作成上の注意及び記入例により、様式 C-3-2・CK-3-2 に必要事項が記載されていること

○ 事務の流れ図



3. 提出期限・スケジュール

	期限・スケジュール
①-1 対応課題 科研費電子申請システム上でのデータ作成	6月3日（月）～7月10日 （水）
①-2 非対応課題 日本学術振興会HPから様式をダウンロードして作成	
②-1 対応課題 科研費電子申請システム上での日本学術振興会へのデータ送信	交付決定日以降 ～7月10日（水）
②-2 非対応課題 申請書類（紙媒体）提出	
③ 変更交付決定（次年度使用承認）	8月中旬（予定）
④ 補助金の送金	8月下旬（予定）

4. 次年度使用に係る留意事項

- ① 誠実に補助事業を遂行しなかった結果、年度内に執行できなかったことが明らかである場合には、「次年度使用」は認められません。
- ② 「次年度使用」により研究期間を延長することはできないため、研究期間最終年度の研究費の未使用額を「次年度使用」することは認められません。
- ③ 「次年度使用」を申請する際の未使用額が5万円未満となる場合は対象外とします。5万円以上、1万円単位（1万円未満切り捨て）で申請してください。
- ④ 「次年度使用」は直接経費のみを対象とします。
- ⑤ 「調整金」を利用した「次年度使用」は、前年度に行う予定であった内容も、次年度の事業として行うことになります。そのため、年度をまたぐ発注・契約・納品等を行うことができません。「次年度使用」で配分される研究費の使用が可能となるのは変更交付決定日以降となりますので、御留意ください。
- ⑥ 研究分担者の分担金について「次年度使用」を申請する場合には、研究代表者が所属する研究機関から申請手続を行ってください。
- ⑦ 「次年度使用」を申請する際の未使用額（次年度使用の根拠）については、平成30年度の実績報告書において未使用額として計上し、実績報告書の提出を受けて行われる額の確定（平成27年度に採択された特別推進研究の場合は額の確認）に基づき返還してください（返還の手続については、額の確定又は額の確認の通知に基づき行ってください。）。

なお、平成30年度から平成31年度に「繰越制度」による研究費の繰越しを行っている研究課題（平成27年度に採択された特別推進研究を除く。）は、額の確定による未使用額の返還を平成32年度(2020年度)に行います。そのため、「次年度使用」を申請した際の未使用額について、

額の確定により返還するまで研究機関において適切に保管してください（平成27年度に採択された特別推進研究の場合は、平成30年度から平成31年度に「繰越制度」による研究費の繰越しを行っている場合でも、繰越しを行っていない場合と同様に、額の確認により未使用額の返還を平成31年度に行います。）。

- ⑧ 産前産後の休暇、育児休業の取得又は特別研究員の病気を理由とした採用の中断若しくは海外における研究滞在等に伴い交付申請を留保又は中断している研究課題について、研究を開始（再開）する際に、併せて未使用額の「次年度使用」を希望する場合は、交付申請を行う前に提出する様式A-14「産前産後の休暇、育児休業の取得、又は、病気を理由とする特別研究員の採用の中断若しくは海外における研究滞在等に伴う研究実施計画の変更願」において、当該未使用額を含めた研究実施計画の変更を行うことにより、本通知で示したⅡ. 3. の期限にかかわらず、次年度使用の申請が可能です（様式C-3-2の提出は不要です。詳しくは、日本学術振興会へ御相談ください。）。
- ⑨ 平成30年度以前に採択された研究活動スタート支援については、平成31年度から基金化したため、「調整金」制度の対象外となりますが、今年度に限り特例として次年度使用に準じた取扱いを行います。具体的な手続については個別に御案内しますので、該当する課題がある場合は、Ⅲ. の連絡先まで御相談ください。

（参考）調整金の「前倒し使用」について

「調整金」制度では、平成32年度(2020年度)以降に使用する予定であった研究費を前倒して平成31年度に使用することが可能です。「前倒し使用」に係る申請書の提出期限は年2回（9月1日、12月1日）を予定しており、平成31年度「科研費ハンドブック（研究機関用）」、日本学術振興会ホームページ（<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）等でお知らせします。

Ⅲ. 問合せ及び提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課研究助成第二係

TEL : 03-3263-0164, 2148, 1870, 2146

FAX : 03-3263-9005